

令和6年度　事務事業評価一覧

No.	所管課名	事務事業名	事務事業の目的	令和6年度の主な取組	支出合計 (千円)	指標名（単位）	目標値	実績値	中長期的 方向性
1	市民総合相談室	市民相談事業	市民が抱える様々な悩みや課題に対し、その解決を支援するため、専門機関を活用した相談サービスを提供する。近年、相談内容が複雑化かつ多様化していることから、市民総合相談窓口として、ワンストップで適切な専門相談へのコーディネートや、関係機関への迅速な支援へつながるようにする。	総合相談窓口として、相談者の不安や悩みの解決に向け、適切な相談種目を案内し、迅速に必要な支援へ繋げた。また、複合的な問題を抱える相談者に対し、充分な聞き取りを行うとともに、重層的支援担当部署をはじめとする関係機関等と連携・協力を図りながら相談支援を行った。令和5年4月1日に施行されたふじみ野市犯罪被害者等支援条例に関する広報・啓発活動として、令和6年度は対象を市民まで広げ、映画会及び埼玉犯罪被害者援助センターの職員による講演会及び映画上映会を実施した。また、令和6年4月1日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことにより、困難な問題を抱える女性への支援に向けた支援調整会議の実施をはじめ、庁内関係機関等との連携強化に努めた。	27,417	年間市民相談対応件数(件)	1,800	1,629	継続
						市民総合相談の利用者の満足度(%)	98.00	97.73	
						DV総合相談窓口として支援のコーディネートをした件数(延件数)	610	703	
2	市民総合相談室	消費生活センター事業	市民から寄せられる多様な消費生活相談に対して、適切に助言・あっ旋・指導し、消費者被害の防止や救済に尽力し、消費者の権利擁護に努める。また、市内の消費者団体の活動を支援し、市民団体との連携を図ることで、広く消費者問題に対する関心を高めるとともに消費者意識の向上を図る。	消費生活相談員による消費生活相談や債務整理相談を中心に、助言・あっ旋などにより消費者被害の未然防止と救済に努めた。また、消費者教育については、地域の他、ふじみ野高校への出前講座を行うなど、高齢者だけではなく若年者に向けても消費者教育への推進を図ることが出来た。	17,328	消費生活相談の救済率(%)	98.40	99.50	継続
						消費者啓発事業(出前講座等)の開催回数(回)	4	4	
						消費生活に関する講座等参加者の関心度、理解度(%)	96.00	96.33	